

## 令和4年第11回選挙管理委員会定例会会議録

開催日時	令和4年3月23日(水)		
	午前10時00分から 午前10時45分まで		
出席者	委員	小井委員長、本橋職務代理、梅田委員、與川委員	
	事務局	江川局長、油川次長、水越担当係長、中野主査	
開催場所	選挙管理委員会室	傍聴人	なし
委員長	これから第11回定例会を開会いたします。		
	議案第9号 杉並区選挙執行規程の一部改正について		
局長	(別紙のとおり、杉並区選挙執行規程の一部改正について説明し、決定を受けました。)		
局長	<p>令和3年7月の東京都議会議員選挙に関しては、東京都選挙執行規程が改正された上で執行されました。その改正内容としては、条文中における候補者の選挙公報の申請について電磁的記録の方法による原稿等の提出が可能とされたことと、各種の届出書や申請書等の押印省略について様式の変更がありました。杉並区においても、今後執行される区長選挙・区議会議員選挙において同様の取り扱いを行うために、東京都に準拠して選挙執行規程を改正いたします。まず、当該規程の条文中の選挙公報に関する内容を、電磁的記録の方法による原稿等の提出に合わせて見直します。併せて、様式中の押印省略を行うと共に、各様式の備考欄に必要な委任状等に関する追記を行います。また、当区においては、候補者が提出する公費負担に関する書面のうち、区長部局の会計課からの方針として、請求書における押印省略は認められないとのことで、その点については改正を行いません。これらの改正をはじめ、押印の廃止への対応については区議会においても話題となっているところです。</p>		
本橋委員	<p>国の選挙においても、選挙公報の原稿等を電磁的記録媒体でも受付をされていて、その内容が東京都や区レベルに降りてきたと考えられますか。</p>		
局長	<p>そのように考えています。今年執行される区長選挙及び区議会議員補欠選挙、来年に執行される区議会議員選挙においては、改正された規程に基づいて行うという主旨になっています。</p>		
本橋委員	<p>各自治体においては、規程の改正を行ったところと、未着手のところに分れるのですか。</p>		

局 長	近々に自治体固有の選挙を控えた自治体は、規程の整備を行っているものと思います。
本橋委員	今回改正される規程の施行日は、いつになりますか。
局 長	委員会の決定を受けた後、本日付で公布し、施行いたします。
	報告事項 1 1 - 1 事務局職員の異動について
局 長	(別紙のとおり、事務局職員の異動について報告した。)
	その他・日程等について
局 長	(今後の委員会日程等について確認を行った。)
委員長	他に質問がなければ、本日の委員会を閉じます。